

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

すべての人々がお互いの人権を尊重し、対等に責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすため、以下の基本理念を設定します。

#### 基本理念

すべての人々がお互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、その個性と能力が十分に発揮できる加東市

### 2. 基本目標

基本理念にそって男女共同参画社会の実現を図るため、4つの基本目標を設定し、取組を推進します。

#### I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

男女共同参画社会実現のためには、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個々の価値観や人権を尊重し合えることが大切です。しかし、依然として、社会には性別、年齢、国籍等に関わる偏った考え方や意識が存在しており、固定的な性別役割分担意識も社会制度や慣習の中に残っています。

誰もが性別による差別的な扱いを受けたり、固定的な性別役割分担を強いられたりすることなく、一人ひとりの希望が尊重され、個性と能力を生かしながら活躍できる社会をめざすため、家庭、地域、学校、職場等、あらゆる場における男女共同参画の実現に向けた意識啓発と情報提供、学習の場を整備し、家庭生活や地域生活における男女共同参画を推進します。また、多様なセクシュアリティや生き方についての理解を深められるよう、あらゆる場において人権と個性を尊重する意識の啓発と各種情報を提供します。

## **II あらゆる分野における男女共同参画**

男女共同参画社会の実現のためには、多様な人々が社会のあらゆる意思決定の場に対等な立場で参画し、多様な考え方を反映させていくことが重要です。しかし、男女雇用機会均等法の施行から30年以上が経過しましたが、雇用形態や賃金において依然として格差が存在しており、指導的立場にある女性の割合も低い現状です。また、長時間労働は、ワーク・ライフ・バランスや心身の健康を妨げる要因にもなっており、働き方の見直しが社会的な課題となっています。

このような現状を解決するため、国や兵庫県、関係団体、事業所等の関係機関との連携を図りながら、固定的な性別役割分担意識を解消し、職業・役割や地位における性別の偏りの解消に努めることで、あらゆる分野において多様な人の意見を反映できる取組を推進します。また、一人ひとりが理想とするワーク・ライフ・バランスの実現やポジティブ・アクション<sup>※1</sup>等による意思決定の場への女性の登用の促進、子育てや介護と仕事の両立支援、男性の家庭生活への参画の支援によって、あらゆる人々が主体的に参画できる社会の実現をめざします。

## **III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり**

誰もが安心して過ごすためには、それぞれの性別の身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生活できる環境を整えることが必要です。特に、女性は妊娠・出産する可能性を持つため、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の理解促進を図り、正しい性の知識の普及と健康づくりの支援が必要です。さらに、子育て家庭や高齢者、困難な状況に置かれている人が悩みや困りごとを抱えたまま地域から孤立してしまうことがないように、相談体制の充実を図ります。

また、あらゆる暴力やハラスメントの根絶に取り組むとともに、万が一被害を受けた場合に安心して助けを求めることができる体制を整備するなど、お互いを尊重し合える地域づくりに取り組めます。

## **IV 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備**

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画センターの設置検討や庁内推進体制を整備し、庁内関係部署との連携を強化するとともに、国や兵庫県、関係団体、事業者等との連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けた支援施策の拡充をめざします。

また、男女共同参画プランに基づく施策の実施状況や達成状況を定期的に点検し、計画の実効性を高めます。

---

※1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提案すること。

### 3. 施策体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤づくり <48 ページから>	
1. 男女共同参画推進のための意識啓発 <48 ページから>	(1)男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発 (2)男女共同参画に関する法制度の周知 (3)男女共同参画に関する学習機会の提供 (4)幼少期からの男女共同参画に関する理解促進 (5)市職員及び事業所に対する研修の充実
2. 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実 <51 ページから>	(1)男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進 (2)教育・福祉・医療関係者等の研修の充実 (3)男女共同参画の視点に立った子育ての推進 (4)家庭生活における男女共同参画の推進
3. 相談・情報提供の充実 <54 ページから>	(1)各種相談窓口の周知 (2)男女共同参画に関する情報提供の充実
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画 <55 ページから>	
<b>【重点課題】</b> 1. 政策・方針決定過程への女性の参画 <55 ページから>	(1)審議会等の委員への女性登用の促進 (2)女性リーダーの育成とネットワークづくり
<b>【重点課題】</b> 2. 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進 <57 ページから>	(1)男性の子育て・介護への参画促進 (2)男性の育児・介護休業の取得促進 (3)子育てや介護を担う男性への理解促進
3. 雇用分野、農業・自営業等の分野における男女共同参画 <59 ページから>	(1)均等な雇用機会と待遇の確保 (2)就労・起業を望む女性に対する支援の充実 (3)農業・自営業等における男女共同参画の促進 (4)ダイバーシティの推進 (5)事業主行動計画の策定の推進
<b>【重点課題】</b> 4. 地域生活における男女共同参画の推進 <61 ページから>	(1)地域社会における男女共同参画の推進 (2)防災・防犯における女性の参画促進 (3)ボランティア活動や地域活動への参画促進
5. ワーク・ライフ・バランスの推進 <63 ページから>	(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発 (2)多様な働き方を可能にする環境整備

基本目標Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり <64 ページから>

1. すべての市民の生涯にわたる健康支援  
<64 ページから>

- (1)生涯を通じた心身の健康づくりの推進
- (2)思春期における保健衛生の推進
- (3)生涯を通じた女性の健康支援

2. あらゆる暴力の根絶  
<66 ページから>

- (1)暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進
- (2)あらゆるハラスメント防止対策の推進
- (3)虐待防止対策の推進

3. 安心して子育てができる環境の整備・充実  
<69 ページから>

- (1)地域ぐるみで子育てに参画できる環境の整備・充実
- (2)多様なニーズに対応した子育て支援の充実

4. すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実  
<71 ページから>

- (1)高齢者・障害者等の保健福祉の充実
- (2)複合的に困難な状況に置かれている女性への支援
- (3)性の多様性に対する理解の促進

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備 <74 ページから>

1. 男女共同参画推進に向けた体制・連携の強化  
<74 ページから>

- (1)庁内連携体制の強化
- (2)国・兵庫県等関係機関との連携
- (3)進捗状況の調査